

(6) いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

本方針でめざす児童像	
自力解決できる学力と強い精神力を身につけ、 自尊感情を大切にするとともに、他を尊重する心豊かな子ども	

いじめの防止等に関する基本的な考え方
本校の子どもたちを「いじめ」を許さない、しない子どもたちにするために、全職員が「いじめ」が基本的人権の侵害にかかわる重大な問題であることを共通認識し、各種の対応策を積み重ねながら、「いじめ」を根絶するための努力と指導に努める。

保護者との連携 - いじめの事実や指導内容などを保護者に知らせ、連携を図る。 - 学級育友会や通信等でいじめ防止の啓発を行う。	いじめ対策委員会 - いじめ対策に対して全職員で対応することを原則とする。(教職員一人一人がいじめの情報をいじめ対策委員会に報告・共有する。) - 管理職、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーターは、専門的立場からの対応に努める。	関係機関等との連携 - スクールカウンセラーの積極的な活用を図る。 - 重大事態については速やかに教育委員会に報告する。
--	--	---

		学校（教職員・児童）の取組	保護者・地域の取組
① いじめの未然防止について		- いじめを許さない毅然とした態度と一人一人の児童を大切にすゝる温かさをもって3つの約束（生命尊重、人権尊重、人格尊重）の具現化を図る。 - 善悪のけじめ・自己抑制力・自律心等を育てる。 - 学級経営を通して、子どもたち一人一人が活躍する場を設け、承認、称賛、激励の言葉かけをし、自尊感情を高める。 - すべての子どもに対して公平・誠実な態度で接する。	- いじめをしてはいけないという態度を子どもたちに示す。 - 日常生活の中で社会のルールを守る姿勢を身に付けさせる。
② いじめの早期発見について		1か月に1回の生活アンケートとそれに基づく教育相談を行う。(喧嘩やふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため丁寧に調査し判断すること。) - 朝の健康観察や日常的な観察から、児童の変容をとらえる。 - 児童の気になる言動について、教職員間で情報を共有しておく。(連絡会での情報交換) - 家庭や関係機関と連携し、いじめに気づくネットワークを拡げておく。	- 家庭での言動に気を配り、気になることは学校に連絡・相談する。 - 校外での生活や地域行事において気になることを情報提供する。
③ いじめに対する具体的な取組	いじめられた側	「公平性・中立性」を確保した上で事実確認を迅速かつ的確に行う。 - 当該児童を全力で守るとともに継続的な心のケアを行う。 - 事実の全容を解明し、保護者に正確に報告する。 - 保護者に安心感を与え、学校の信頼回復に努める。	- 我が子の心の傷に寄り添い、常に味方であることを伝える。 - 我が子のその後の家庭での状況を学校に伝える。
	いじめた側	- 子どもの抱える背景に留意し、指導にあたる。 - いじめは絶対に許さないという姿勢を全職員が当該児童に示す。 - 再発防止のため、保護者と協力し成長支援につながる丁寧な指導を行う。	- 事実をしっかりと受け止め、いじめられた側の心情を慮り、被害児童・保護者への適切な対応を図る。 - 人を傷つける行為を根絶するための躰を日常的に行う。 - 我が子への接し方について再考する。
	観衆（同調者・傍観者・無関心者）	- 困っている子どもがいることに気づくこまやかな心情を育てる。 - よくない行いを正す行為の大切さを理解させる。 - 今後のいじめ防止のため、担任がいじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、いじめを許容しない雰囲気浸透させる。	いじめを他人事とせず、いじめは許されない行為であることを常日頃から言い聞かせる。
④ その他の取組		- 相談内容など全教職員で共通理解し、いじめの解消に向けた取組を共同で行う。 - 道徳教育を一層充実させる。 - 学校評価にいじめに関する項目を盛り込む。	